

令和7年度第2回 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 次第

令和7年11月6日(木)午前10時から

オンライン開催

1 議題

(1) 令和7年度障害者地域自立支援協議会専門部会からの報告

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 相談・地域生活支援専門部会 | 【資料第1-1号】 |
| ② 就労支援専門部会 | 【資料第1-2号】 |
| ③ 権利擁護専門部会 | 【資料第1-3号】 |
| ④ 障害当事者部会 | 【資料第1-4号】 【資料第1-5号】 |
| ⑤ 子ども支援専門部会 | 【資料第1-6号】 |
| ⑥ 全体を通した意見交換 | |

(2) 令和7年度第2回障害者地域自立支援協議会（全体会）について

【資料第2号】

2 その他

相談・地域生活支援専門部会 実施状況報告書

【実施状況】

第1回:

日時:2025年7月14日(月)14:00~16:10頃

第2回:

日時:2025年9月18日(金)14:00~15:50頃

(予定)第3回:

日時:12月5日(金)10:00~12:00

※場所は、いずれもシビックセンター3階 障害者会館AB

【実施内容】

相談・地域生活支援専門部会の検討事項は、令和5年より「支援を円滑に引き継いでいく方法」と「暮らしをサポートする仕組み」とし、検討を重ね、本年度も継続して取り組んでいる。

■ 支援を円滑に引き継いでいく方法

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がうまくいかない、わかりづらいと課題提起がある。部会委員の皆様にご協力いただき、ワーキンググループを結成し、検討していくこととする。令和6年度中に検討したものを本年度第1回「【資料第4号】障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ」にて、成果物である「文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート」(以下、CS)を、ご報告。

次の取り組みとして、CSを活用していただくために周知の方法について検討することにする。前年度同様に、有志の委員の皆様によるワーキンググループにて、周知の場については、以下のように話し合い、第2回にて共有した。

日時	会議体
2025年11月13日(木)18:00から	臨時:指定特定相談支援事業所連絡会
2025年11月25日(火)13:30から	駒込地区障害福祉勉強会
2025年12月10日(水)18:30から	訪問看護ステーション連絡会
2026年2月18日(水)10:00から	文の京ケアマネ会

■暮らしをサポートする仕組み

本年度は、身体障害に関して事例検討を行った(前年度は、精神障害)。各回一事例ずつ取り組む。模造紙サイズのエコマップに、地域課題や社会資源などを記入した付箋を張り付け、ご本人たちを取り巻く環境や状況の見える化を図った。第3回では、両事例を通じて、抽出された地域課題や社会資源から、身体障害の方にとって必要な暮らしをサポートする仕組みについて、議論を深めていくことを想定している。

令和7年度第2回運営会議

就労支援専門部会

スケジュール

.....

就労支援専門部会

7月 8月 9月 10月 11月

第1回 第2回

ワーキング
グループ

第1回 第2回 第3回

合同検討会
3区

第1回 第2回 第3回 第4回

01

就労選択支援の周知

チラシの作成・周知方法・周知先の選定など

02

地域の社会資源を把握する

各社会資源が就労選択支援にどう関わることになるのか共通認識をもつ

03

アセスメントの実施方法

04

アセスメントシート・ツールは何を使うか

事業所独自のシートとツール
共通のシートとツール（就労支援のためのアセスメントシート・BWAP2）

05

多機関連携によるケース会議の進め方・確認する項目

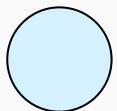
チェックリストの作成

06

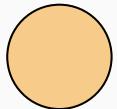
フィードバックの方法とフィードバックシートの検討

07

就労選択支援事業の地域におけるワークフローや流れの確認



各区内⇒3区



3区⇒各区内

令和7年度第1回就労支援専門部会

7月7日（月）14：00～16：00

文京区民センター3A会議室

内容

【説明事項】

- (1) 障害者地域自立支援協議会について 【資料第1－1号】
- (2) 令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会振り返り
【資料第1－2号～1－3号】
- (3) 令和7年度障害者地域自立支援協議会について
【資料第1－4号～1－7号】

【検討事項】

- (1) 就労選択支援事業について 【資料第2号】
- (2) グループワーク

グループワーク：チラシの作成

1. キャッチコピー

3区合同チームで検討する予定です。
就労選択支援を表す端的なメッセージ

2. チラシ内容の検討

グループに分かれ、厚生労働省の作成チラシ（案）やグループワーク補足資料を参考に、チラシに記載する内容のご意見をいただければと思います。

グループワーク

- チラシに記載する内容について意見交換を行う
「誰に届けたいか」を最初に共有し、対象者像に合わせて項目の優先順位を検討する。

チラシについて・・・

A4表裏 カラー

表面は3区と共通、裏面は各区独自内容を予定。

最後に、各グループ事務局より内容の発表を行います。

分類	ねらい・キーワード	該当キャッチコピー（原文ママ）
A. 「はじめて」・新制度を強調	初めてでも安心／新サービス開始	○はじめてをがんばる！○『全て初めての制度。はじめてをがんばろう！！』○就労選択支援あなたの「働きたい」を叶える新しいサポート○自分に合った働き方を見つけるためのサポート制度が始まります。○「就労選択支援」令和7年10月から新しいサービスが始まります～
B. 自己理解・強み発見	得意・不得意の可視化／自分を知る	○我を知り、すてきな仕事と、出会いたい○働くよ、私の強み、生かしつつ○良いところ、見つけて仕事と、マッチング○自分のパワーの使い方を知ってみませんか？○自分のことを知りたい／自分について知ろう○得意な仕事を見つけませんか？○本来の力發揮できていますか？（更新の方を対象）○自分が輝ける場所を見つけよう○一人ひとりにぴったりのお仕事を○自分に合った働き方について考えよう。「就労選択支援」○あなたの「働きたい」を見つけて、安心の次の一步へ
C. 未来・選択肢拡大	可能性を広げる／将来像	○選択肢を広げよう○自分の可能性を広げてみよう○より良い選択のために／よりよい選択のために○未来の選択肢がもっと広がる就労選択支援で自分らしさを描こう○「働きたい」のその先へ○自分で“選ぶ”自分の未来○あなたの未来、共に考えてみませんか○『自分の可能性を広げていく為、未来を考えていこう！！』
D. 伴走・共創（“一緒に考える”）	相談・並走型支援／安心感	○あなたの「働きたい」の道のりと一緒に考えてみませんか？○“働きたい”と一緒に考えます○働きたい気持ちをゆっくり形にしてみませんか？？○働くための一歩と一緒に考えてみませんか？○あなたらしい働き方と一緒にみつけよう○やりたい仕事を考える就労選択支援がお手伝い○自分で選ぶ自分のしごと就労選択支援○自分で決める自分のやりたいしごと○一緒に考えよう○『自分を知るために、一緒に考えていきましょう！！』○あなたの“やってみたい”を応援します
E. 行動促進・利用呼びかけ	利用を促す直接的な呼びかけ	○働き方に迷っていたら、利用してみませんか？○就労系障害福祉サービス利用を考えている皆さんへ

第1回就労支援専門部会 チラシ内容の検討

内容

(1)事業の基本情報

- ・なぜ「就労選択支援」が必要なのか
- ・本日配布された「就労選択支援」のパワポの第2号
- ・本人目線での利用のメリット
- ・得意不得意を知ることができる
- ・パワーポイントの資料（どんなサービス）
- ・作業を通じて、就労に関する適性を評価し、計画相談事業所と話し合って、希望とフィットするか調整します。
- ・初めて福祉サービスを利用する人でも、とにかく分かりやすく「どこが、どんなサービスを担ってくれるか」
- ・学校の実習と支援事業の違い。

(3)支援内容

- ・わかりやすくシンプルなフローチャート
- ・支援内容（例：内職、PC、掃除など具体的な評価方法）
- ・文京区内での具体的な名称を記載した利用の流れ（フローチャート）
- ・QRコードで動画でも説明する
- ・本人がやることの流れをわかりやすく説明
- ・文京区の対象者に向けたフローチャート
- ・作業体験ができるのか
- ・どのくらいの期間がかかるか
- ・アセスメントの内容
- ・アセスメントの共有の仕方

(2)対象者

- ・一般か福祉的就労か悩んでいる方
- ・あなたは対象なのか
- ・就労継続B型事業所、新規利用（就労経験なし）

第1回就労支援専門部会 チラシ内容の検討

内容

(4)利用料金

- ・基本は無料です。世帯ごとの収入によって異なります。詳しくは障害福祉課、予防対策課で。

(5)区内就労選択事業所の情報

- ・文京区内の実施事業所一覧(QRコードで事業所のHRへいける)
- ・どこを選べば良いか
- ・事業所の情報

(6)利用申込方法

- ・問い合わせ先（自分で探せない人）
- ・窓口：障害福祉課、予防対策課に問い合わせ。事業所
- ・就労支援センター？

(7)その他

- ・Q & A
- ・方向性が変わった時等に見直しが出来るのか
- ・就労系福祉サービス（B型、A型、移行）など馴染みのある言葉にしてみる
- ・利用者の声
- ・よくある質問
- ・支援者とじっくりと話すことができるのか

- ◆『カテゴリーを、Q&A方式にすると良いのでは』との意見
 - ・「何をしてくれるか？」、「どこでするのか？」、「どうやってするのか？」、「どのくらいの期間か？」、「助けてくれるのは誰ですか？」
 - ・「誰が申し込むのか・」、「どこに申し込むのか？（申込先）」、「問い合わせ先」
 - ・「対象者は？」、「料金は？」

令和7年度第2回就労支援専門部会

10月31日（金）14：00～

障害者会館A・B会議室

内容

【報告事項】

- (1) ワーキンググループ・3区合同検討会の報告

【検討事項】

- (1) 就労選択支援事業チラシ（案）について
- (2) 支援者説明用のマニュアル（案）項目について
- (3) キャリアブリッジシート（就労引継ぎ票）の項目について

ワーキングメンバー（順不同）

銀杏企画

銀杏企画三丁目移行分室

アビーム

小石川メンタルクリニック

東京都立王子特別支援学校

筑波大学附属大塚特別支援学校

文京区障害者基幹相談支援センター

放課後等デイサービスJOY

文京区障害者就労支援センター

第1回ワーキンググループ

8月27日(水) 16:30~18:00

ZOOM オンライン

内容

- ・3区の現状の共有、取り組みスケジュールの共有
- ・就労選択支援事業チラシ(案) の内容検討
- ・情報交換

主な意見

- ・「意志決定支援」などのキーワードを盛り込み、テキストは極力少なくてわかりやすい方が良い。
- ・チラシだけでは説明しきれない職員もいると想定するため、説明用に特化したバージョンや「簡易マニュアル」も必要ではないか。



第2回ワーキンググループ

9月18日(木) 16:30~18:00

障害者就労支援センター ラウンジ

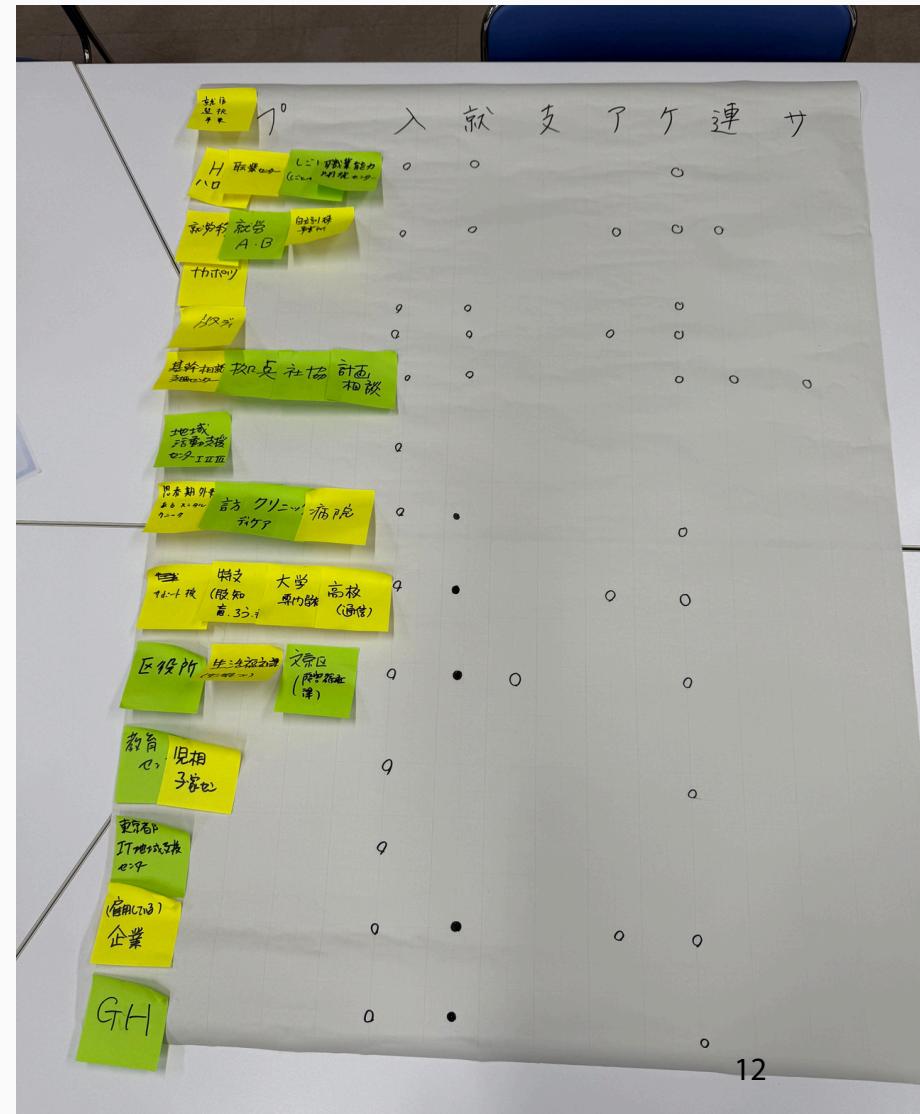
内容

- ・3区の現状の共有、取り組みスケジュールの共有
- ・就労選択支援事業チラシの作成検討
- ・区内の社会資源の整理

就労選択支援との連携について／グループワーク

グループワークより・・・

- ・入り口と多機関連携会議はほぼ全ての関係機関が関係することを想定。
- ・就労アセスメントでは、就労選択支援事業所の他、アセスメントができる「場所」の関係機関が関係することを想定。



**働き方をいっしょに見つける
「就労選択支援」
はじまります**

意思決定支援

動機づけ支援

短い期間で、作業の様子などをもとに得意・苦手、必要な配慮を整理し、本人と一緒に次の一步（就労移行支援・就労継続支援A型・B型、一般就労など）を考えます。このサービスは、本人が意思決定できるよう支援することを目的としたサービスです。

サービス内容

- 「確認」（アセスメント）：得意・苦手、体力やリズムと一緒に確かめます
- 「体験・観学」：仕事場を見たり、短い体験をします
- 「えらぶ」：あなたに合う仕事・働き方・進路と一緒に考えます
- 「つなぐ」：必要な支援機関や制度の情報提供を行います

自分に合う仕事・働き方・福祉サービスと一緒に考えて行きましょう

下記の方は原則利用が必要になります。（諸条件あり）

- 新たに就労継続支援B型を利用する方
(令和9年4月以降)
- 新たに就労継続支援A型を利用する方
- 就労移行支援の更新を希望する方

よくあるご質問

文京区版（令和7年10月時点）

Q. 何をしてくれるの？
A. 障害のある方が自分に合った就労先や支援サービスを選べるように、面談や作業体験などのアセスメントを行い、希望・能力。適性を整理する短期集中型の支援サービスです。

Q. 料金はかかりますか？
A. 他の障害福祉サービスと同様の自己負担（所得に応じた上限あり）で利用できます。詳細は下記窓口へご確認下さい。

Q. 誰が利用できますか？
A. 就労移行支援や就労継続支援A型・B型の利用をしている方、または検討している方が対象です。

Q. 利用はどのくらいの期間になりますか？
A. おおむね1か月程度の期間になります。

令和7年10月以降に新たに就労継続支援B型を利用する方や、令和9年4月以降に新たに就労継続支援A型を利用予定、就労移行支援の更新を希望する方は原則として利用が必要になります。

サービス類型	新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） ・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一時企業に雇用されることが困難になつた者）	令和7年10月から原則利用 希望に応じて利用
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用料費を踏まえてき物を希望する方

利用ご希望の際は下記窓口にご相談下さい。
身体障害者・児 障害福祉課 身体障害者支援係
03-5803-1219

知的障害者・児 障害福祉課 知的障害者支援係
03-5803-1214

精神障害者・児 予防対策課 精神保健担当
難病患者・児 03-5803-1847

作成：文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会

第1回3区合同検討会

7月18日(金) 10:00~12:00

中央区障害者就労支援センター 会議室

参加者（順不同）

3区障害者就労支援センター

(千代田区)

(中央区)

(文京区)

ウェルビー秋葉原駅前センター コンフィデンス日本橋

ベルーフ

ティオ神保町

HOPE神田

内容

- ・3区の現状の共有、取り組みスケジュールの共有
- ・アセスメントツールの共有
- ・アセスメント実施方法アンケート案

第2回 3区合同検討会

8月28日(金) 10:00~12:00

中央区障害者就労支援センター 会議室

参加者 (順不同)

3区障害者就労支援センター

(千代田区)

(中央区)

(文京区)

ウェルビー秋葉原駅前センター

コンフィデンス日本橋

ベルーフ

ティオ神保町

佑啓会

HOPE神田

ビルド神保町

内容

- ・3区の現状の共有
- ・アセスメントツールの共有
- ・フィードバックシートの項目の検討

第3回 3区合同検討会

10月3日（金）10：00～12：00

中央区障害者就労支援センター 会議室

参加者（順不同）

3区障害者就労支援センター

（千代田区）

（中央区）

（文京区）

ウェルビー秋葉原駅前センター

コンフィデンス日本橋

ベルーフ

ティオ神保町

HOPE神田

内容

- ・指定基準について
- ・フィードバックシートについて
- ・多機関連携会議について

フィードバックシート項目

アセスメント・評価で終わらさず、フィードバックから成長につながる流れ（今後の職業生活における羅針盤）
多機関連携会議を経て作成をしていくシート。

必要な項目

1. 事実ベースの結果（できていること／強み／課題）
2. 次にどう活かすかの提案（具体的な行動／支援計画との連動）

フィードバック項目（案）

「強み・できていること・良かった点」「(本人の) 苦手なところ

「今後取り組むと良い点」

「本人の希望とのギャップ」

「次の一步（行動目標）」

「必要な合理的配慮事項」

総合コメント（全体のまとめ・支援者視点からの印象）

本人からの感想欄（どう感じたか、がんばったことなど）

本人自身の取り組み目標

支援者から提供する（した）情報

9月合同研修会

內容

就労選択支援事業におけるアセスメントツールの候補として、JEEDが作成した「就労支援のためのアセスメントシート」と「BWAP2】についての研修会を実施する。

【講師】

繩岡准教授：明星大学

東京障害者職業センター 研修担当

参加対象者

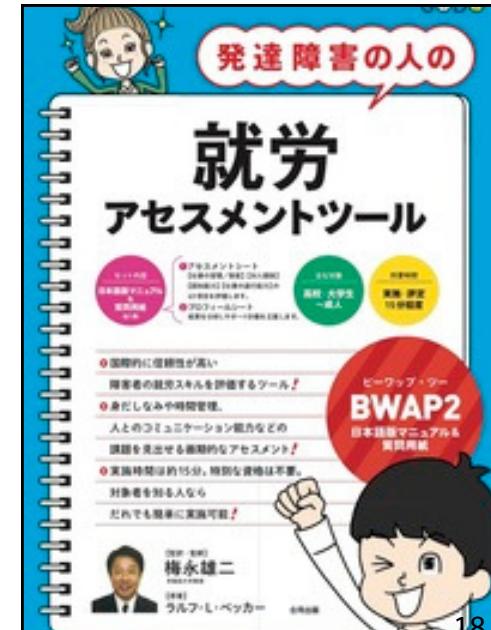
- 3区合同検討メンバー
 - 就労系事業所、相談支援事業所、行政担当者、特別支援学校等

時目

9月29日（月）14：00～16：30

場所

文京区民センター2-A会議室



アセスメント実施についてアンケート

目的

就労選択支援事業におけるアセスメントを実施する上で、地域内において「どこで」「どんな」作業場面のアセスメントができるのかを把握する。

内容

各事業所において、アセスメント可能な作業場面（仕事内容）とアセスメントとして観察・評価できる要素についてアンケートを実施する。

対象

3区の就労支援関係機関(就労移行・A型・B型)

期間

令和7年11月～

モデル事例

目的

就労選択支援事業の流れについて、実際の流れで試行することによって、今後検討が必要なことや改善が必要なことを整理する。

参加メンバー

- (1) 合同検討会の就労選択支援事業実施予定の事業所
- (2) 各地域でご協力頂ける事業所の利用者
- (3) 同事業所
- (4) 障害者就労支援センター
- (5) 同利用者の方に関わっている関係機関

期間

11月～

開催のタイミング

本人の利用状況等にあわせて隨時開催する。

第1回権利擁護専門部会報告

日時 令和7年7月23日（水）午後1時30分から3時30分

場所 文京区民センター2階 2B会議室

1 開会

2 議題

●議題1 部会長及び副部会長の選任について

●議題2 令和7年度障害者地域自立支援協議会について

●議題3 令和7年度障害者地域自立支援協議会における検討事項について

事務局より説明後、質疑応答。以下、質疑内容。

○制度の利用促進の「制度」とはどういったイメージか。

→成年後見制度や日常生活自立支援事業、介護保険制度も障害のある人たちに関係がある法律に基づいた形で障害者に関する制度全般。何かひとつの制度というより、たくさんある権利を守るために制度がどのように用意されているか、どのように使うか、使わずに終わってしまうことがないように考えている。

●議題4 令和6年度権利擁護支援連携協議会報告

事務局より説明後、質疑応答および意見交換。

○自立支援協議会の委員としての肩書きで権利擁護支援連携協議会にも参加してほしい。

→権利擁護支援連携協議会に自立支援協議会の委員としての枠はないが、この部会の委員と重なる人はいるので連携の工夫をしている。今後の仕組みづくりは区と相談したいきたい。

○中核機関も障害者当事者部会の人たちの声を反映してもらいたい。連動していくことも市民後見人の重要なポイントになってくると思う。

○介護保険と障害福祉サービスが連携していかないとやっていけないことが多い。ある程度自分で生活が出来ていたり、企業就労している方は、高齢の親と一緒に住んでいる状況がある。そのような方に今後の希望を聞くと、親も出来るだけ一緒に暮らしていく意向がある。成年後見制度で専門職が入ることより、自分たちの生活を縛られるのではないかと懸念がある。市民後見人にはもう少しソフトに支えてもらえるといいと思う

が、市民後見人はあまり知られていないため、まず周知があるといい。

→実際にどのような人がやっているのか、講座を受けた人がどのくらい受任しているのか、やりながら公開していく広報の在り方も必要だと思う。

○(養成講座の中で)現場に入る実習があれば、手をつなぐ親の会の中には、緊急対応が必要な家族もいるため、何かしらの手助けをしていただけたらと思う。

○入門講座は基礎講座に進む必須条件か。市民後見人の登録目標人数は何人か。

→入門講座は基礎講座に進む必須条件。基礎講座から実践講座に進む際は定員を狭めて実習に進んでいただく。基礎講座は30名定員で、実践講座10名定員。まずは10名が最大数の登録で考えている。

○他の自治体では、すぐに後見人は難しい場合、地域福祉権利擁護事業の支援員になってもらうことが多い。まず生活支援員活動を市民後見人に勧めることはできないか。

→受任しない間も生活支援員活動への働きかけ、入門講座を受けた人も広く地域の活動で権利擁護の視点を生かしていただけるよう後押しをしたいと考えている。

○後見制度は今後もっと使いやすくしようという改正もあるため、理念も含めて理解していただくのが重要である。区民の理解のために、まず知ってもらうことに重きを置いた方がいい。

○後見人がついたら上手くいくのは幻想で、あくまでも支援チームの一員。極論、福祉サービスが満遍なく行き届いていれば後見制度はいらない、財産管理の部分だけでいいといった意見もある。後見制度が本人の権利侵害になりかねないといった見方もある。これらをどのように考えていくかが本当の権利擁護につながっていく感じがする。

●議題5 権利擁護専門部会における取組みについて

事務局より説明後、質疑応答。以下、質疑内容。

○不動産の押し売り、リースバック等の消費者問題について。権利擁護で要求する権利や社会権的なものは多く取り扱われるが、権利侵害や第三者との不当取引等、虐待ではないものに対して支援する場所へのアクセスの確保があるといい。後見分野だと、地域の専門職を活用できるような仕組み、地元の専門職を巻き込むための話ができるといい。

○令和元年の親の会との勉強会・意見交換会では、後見制度の利用に後ろ向きな実感だった。今は市民後見人が好意的に捉えられているのは良いと感じた。権利擁護について

は、支援を受ける側のことも考えていいかないと云ふ。支援する事は出来ても受援力を持ち合わせていない人もいるので、考えていくことが大切だと思う。

○過去には障害者の方との交流があまりなかった。制度があっても自分自身が知らないことがある。障害者だけでなく広く知っていく事も大切だと感じる。相談を受けて関係機関につなげていく事が仕事と思っているので、様々な制度を多くの人に知ってもらうことが大切である。

○情報リテラシー：情報格差が広がっている。AIの活用、当事者が恩恵を受けられるような環境や開発について考えていくべき。

市民後見人：若い世代に授業で学ぶ機会があるのもいいのではないか。大人になって権利擁護を学ぼうとするとハードル高かったり意識が高かったりする人でないと難しいようを感じるので、若いころから触れていくことが権利擁護につながると感じる。

虐待が起こる構造について：津久井やまゆり園の事件をきっかけに改めて議論してもいいのではないか。

○市民後見人制度はボランティア扱いなのか。

→家庭裁判所が選任するものであり、ボランティアとは違った立ち位置になる。

○日常的に権利侵害にあたっている生活をしていると感じる。①盲導犬がいまだに飲食店やホテルで断られる。説明するが、相手も理解が難しい。②自転車のスピードが速くすぐそばを通り過ぎた感覚がある。街中で一緒に生活していることを再確認する必要があるのではないか。

○周知に重きを置くなら市民後見の啓発。それ以外では、虐待の通報の流れ、相談、管轄によって相談先が異なるものの統一ができると分かりやすいのではないかと感じた。

○特に住まいの問題に課題を感じている。何らかの理由で親と住めなくなり一人で生活しなければならない状況になった際、誰とどこで住むかの意思決定を出来ない状況になっている。GHと入所施設の2択になってしまい、自宅で暮らす選択肢がなかなか選べない。本人の意思と関係なく、東京ですら選択できない状況になっている。

○知的障害の方の親は最後まで自分たちで見たいという気持ちが強いが、支援者としてはその前のヘルプが欲しい気持ちもある。成果物のガイドを周知啓発していければよい。

○作成したガイドを配るだけで定着させるのは難しいと感じるので、使い方の説明→一定期間開ける→ガイドの使用状況と感想をモニタリング→意見を吸い上げどのように活用

していくのか相談していくのかの検討が必要だと思う。制度を本人に説明するのは身近な支援者であるため、まずは支援者に理解してもらい、大体の概要を説明できるようになるといい。

○後見制度の事例について聞ければ少しでもアドバイスできるようになれるのではないか。

○利用施設運営法人との信頼関係があり、当事者が成年後見制度を使用しなくても法人を頼れると親は思っているが、法人はそこまで面倒はみられないといった声も聞く。専門職後見人と市民後見人の違いや、後見制度のメリット・デメリットの話を周知できるような検討を進めていくことが必要だと思う。

○支援機関につながっていなくても、どこかの病院に通っていることはあるので、医療機関等でも後見の説明ができるように周知できるといいのではないか。

○身近なところでは、権利擁護について知らない、関わったことが無い人が多い印象。引き続き発信、周知、権利擁護について知っている人を増やすことを目的に、昨年の成果物も活用しながら取り組めたらいいと思う。

○個別の疑問点を成果物や提言等で反映できるといい。文京区ならでは、部会構成員ならではのものを最後に残せればと思っている。他の部会の権利擁護の観点から、この部会に求められていることについてヒアリングを行ったり、他の自治体の自立支援協議会からも学び、文京区の地域課題と当てはめ、文京区らしい成果物や提案ができるといい。

●その他

次回の開催日程は追って連絡。

3 閉会

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会 障害当事者部会 活動報告

＜第1回＞

●部会長選任、令和6年度当事者部会の振り返り、令和7年度の取り組みについて検討協議

- ・令和7年度障害当事者部会部会長を中山雅美委員にお願いすることとなった。
- ・令和6年度は防災をテーマに、災害についての様々な課題から防災について検討を行った。池袋防災館での防災体験ツアーの実施、体験後インタビューを行い、その報告を踏まえて災害・防災について意見交換を行った。
- また、それぞれの立場から防災について考えるということで、第3回では民生委員との交流会も実施した。
- 令和7年度もその流れを継ぎ、引き続き防災をテーマに取り組みを行う事となった。

【令和7年度の取り組みについて】

委員より、災害時の医薬品について心配との意見が挙がり、第2回部会では文京区薬剤師会や行政の防災に関連した部署へ確認、検討していくこととなった。

＜第2回＞

●災害時の医薬品について

【薬剤師会への問い合わせ内容】

文京区の薬剤師会所属の薬剤師は、災害時に配置される救護所があらかじめ割り当てられており、災害時には医師の指示のもとで薬剤師として活動を行う。薬の備蓄については、基本的に風邪薬などに限られており、精神科薬などの専門性の高い薬は、区の行政担当となっている。

【文京区生活衛生課への問い合わせ内容】

資料第2号参照について、事務局より説明し、その内容を基に各委員のお薬手帳の管理や、服薬状況、マイナンバーカードの作成、避難行動要支援者名簿への登録などについて意見交換を行った。

●防災アドバイザー派遣事業の活用について

【文京区防災アドバイザー派遣事業を活用した防災シミュレーション等について説明、提案】

文京区防災危機管理課にて行っている防災アドバイザー派遣事業を利用し、第3回部会にて防災シミュレーション等を行う予定であることを説明、実際防災アドバイザーの方にも当日参加して頂き、防災アドバイザーについて、また普段行っている活動、訓練等についても説明をいただいた。その上で、各委員の災害時の不安ごとの共有や、どのような訓練にするかの意見交換を行った。具体的には、視覚障害のある方や車椅子利用の方からは発災時に避難所までたどり着けるかといった不安や、災害用トイレの組み立て、設置体験を希望する声が挙がった。

しりょうだい ごう
【資料第1－5号】

さいがいじ

いりょうひん

災害時の医薬品

さいがい お

くすり

いっしょ かんが

災害が起こったときのお薬について、一緒に考えよう！



さいがいじ ふだんふくやく くすり て はい
災害時でも普段服薬している薬が手に入るの？

しんど きょういじょう しんさい はっせい
震度5強以上の震災が発生！！



ぶんきょうく しょ ひなんじょ かいせつ
**文京区には33か所の避難所が開設され、それに
いりょうきゅうごしょ かいせつ しょうちゅうがっこう
「医療救護所」が開設されます。（小中学校など）**

いりょうきゅうごしょ くすり びちく
「医療救護所」には、お薬が備蓄されています。

でも！

いりょうきゅうごしょ びちく くすり
**「医療救護所」に備蓄されるお薬は、
いた ど げねつざい しつぶ ひんもく かぎ
痛み止めや解熱剤、湿布など品目が限られています。**

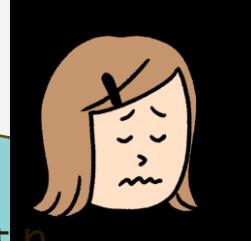


じゃあ

わたし くすり 私のお薬はどうなるの？

とき
その時は

ひなんじょ かいせつ
まず、避難所に開設される「医療救護所」に相談しましょう！



いりょうきゅうごしょ ぶんきょうく
医療救護所から、文京区の
さいがいじやくじ
「災害時薬事センター」にお薬の調達を依頼します。

さいがいじやくじ
「災害時薬事センター」は、災害時に文京区が
せっち くすりかん
設置するお薬に関するセンターです。

さいがいじやくじ
災害時薬事センターはお薬の卸売販売業者お薬を
はつちゅう
発注します。

おろしうりはんぱいぎょうしゃ ざいこ
卸売販売業者に在庫がないときは、災害時薬事センターから、
とうきょうと くすり ちようたつ いらい
東京都にお薬の調達を依頼します。

そうだん
相談したけど、
わたしの くすり
私が飲んでいるお薬は
びちく 備蓄されていなかつた。



ぶんきょうく かくく
文京区（各区）



とうきょうと
東京都

とく だんかい しく
都と区の2段階の仕組みに
なっています！



処方せんがないとお薬はもらえないの？

だいきぼさいがいじ
しょほう
大規模災害時では処方せんがなくても、お薬を手に入れることができます。

たと
例えれば

おお
さいがい
大きな災害がおこったために

- ・**お医者さんに診てもらえないとき**
- ・**お医者さんに処方せんをもらうのがむずかしいとき**



くにはんだん
国の判断により

のとはんとうじしん
能登半島地震のときは、**お薬の服用歴**、**お薬手帳やマイナンバーカードを**
かつよう
活用して、**服薬情報を確認し、お薬をもらう事ができました。**

ねが
よろしくお願ひします



- 災害時には、お薬システムがうまく働かず、お薬手帳があなたの
お薬情報の唯一の確認手段となる可能性があります。避難時には、
お薬手帳を持っていくようにしてください。
- 震災が起こった直後は、お薬の流通が止まる可能性を考え、常に
自宅には予備薬を保管しておきましょう。災害時には、必ず手元に
あるお薬（7日分くらい）とお薬手帳を持って避難して下さい。

さいがいじ
災害時には、予測できないことがたくさん起ります。

いざというときのために、自分たちが今からできることは
何か、どんなお手伝いやサービスがあると助かるか、などの
意見を出し合い、どんなときでも出来る限りの安心、安全が
確保できるよう、みんなで一緒に考えましょう！！



令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会
子ども支援専門部会報告（第1回、第2回、第3回）

【第1回】

（日時）令和7年6月16日（月）午前10時から午前12時まで

（場所）文京シビックセンター地下1階 アカデミー文京 アトリエ

○議題

- (1) 令和7年度障害者地域自立支援協議会子ども支援専門部会について
- (2) 令和7年度子ども支援専門部会第2回（研修会①）について
- (3) 令和7年度子ども支援専門部会第3回（研修会②）について

⇒(2)及び(3)について、事務局よりたたき台を提示し、意見交換を行った。

- 第2回の研修会は、顔の見える関係づくりを、第3回は実際の事例を通して文京区独自の地域課題を抽出し、解決への糸口に向けて知恵を出し合うことを目的とする。
- 支援の「切れ目」は制度の分断を意味し、全体で子どもを中心にネットワークを構築する意識が必要ではないか。
- キーパーソン不在により責任の所在が曖昧になり、支援が部分的に終わる。保護者への過度な負担も課題。
- 専門領域外では責任を避けがちで、相互尊重の風土づくりが重要。連携時に遠慮が生じ、そこにも「切れ目」を感じる。
- 支援者の多くが連携前提で動いておらず、アウトリーチを通して子ども像を立体的に捉える必要。
- 官民格差について。民間の児童発達支援の多くがセルフプランで支援格差が生じている。計画相談の意義や利用目的の理解不足、事業所不足も課題。
- 学校では特別支援教育コーディネーターが橋渡し役。地域にも同様の中間支援者が求められる。
- 本人ニーズの把握が困難で、保護者や支援者等、周辺中心の支援構造になりがち。
- 特別支援学校でも不登校が増加。
- 「ふみの輪」は活用度に差があり、記録の目的と追跡体制の不備が課題。情報を成人期まで継続的に活かす仕組みづくりが必要。
- 事業所間連携加算によりコア事業所が連携調整を担うが、会議調整や情報共有の即時性に限界。オンライン活用は個人情報上の制約あり。

- 医療現場のチャット連携事例も参考になるが、目的と運用体制を明確化しなければ発展しない。

【第2回】

教育と医療と福祉の顔が見える関係を深める～切れ目をつなぎ目に～

(日時) 令和7年8月5日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで

(場所) 文京区民センター3階 会議室3A

(参加者) 計81名

　　教育関係者(区立小学校、中学校教諭、管理職、特別支援学校教諭等)23名

　　教育センター(スクールワーカー、スクールソーシャルワーカー等)14名

　　福祉事業所(区内放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援事業所等)28名

　　医療関係(医師、看護師、ソーシャルワーカー等)5名

　　行政(福祉政策課、子ども家庭支援センター)9名

　　学識経験者 2名

○議題

(1) 地域資源の紹介

⇒児童相談所、放課後等デイサービスについて、現状と課題を説明。

【児童相談所】

- 児童相談所開設後2か月での相談の約8割は養護相談(虐待等)、障害相談は約1割で主に愛の手帳判定関連。
- 障害児分野では、施設利用・入所決定や在宅支援の方針決定(通所・地域支援利用)が主な役割。
- 文京区の相談は医学的・法的対応が必要な慎重なケースが多い。
- 現在の課題は①計画的な職員採用、②人材育成、③支援者支援。経験豊富な職員が高齢化しており、定年・任期満了を迎える人材が多い点が課題。

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスは、本人支援・家族支援・地域連携を包括的に担う場として位置づけられている。
- 文京区では事業所数・受給者数・支給日数すべてが増加し、支給日数が受入可能数を約2,000日上回り、依然として不足。

- ガイドライン改定により事務作業が増加し、人手不足の現場は疲弊。
- 家族支援と関係機関との連携が不可欠で、子ども・支援者双方のQOL向上が課題。
- 情報共有は子どもの支援だけでなく、支援者を孤立させない仕組みとしても重要。

(2) 事例検討

⇒13 グループに分かれて議論を行った。

- 家庭が安定すると支援が後回しにされる傾向があり、安定期も重要な支援時期とする意識が必要。学校・福祉・医療・家庭がそれぞれ尽力しているが、地域目線が弱い。協働には「共通のゴール設定」と「支援計画の共有」が不可欠で、保護者の同意を得て積極的に共有したい。
- 対面での連携が難しい場合はオンライン会議を活用し、各機関の考え方や支援方針を共有することが協働促進につながる。支援履歴や計画を共有できるツール整備も望まれるが、個人情報や勤務形態の違いが障壁。
- 支援が保護者中心になりがちで、本人の意見を丁寧に引き出す支援が必要。放課後デイや学校が互いに訪問し、子どもの様子を理解する機会を設けたい。SNS上の誤情報も多く、オンライン以外の信頼できる保護者ネットワークづくりが課題。「小1の壁」など、ライフステージごとの情報提供で保護者の混乱を防ぐ。
- 学識経験者からは、支援者は「本人の声を聞いているつもり」で押しつけになっていることが多いのではないか、との指摘。本人には、意見を表明できる感覚を持ってほしい。保護者の自立支援も重要で、相談に依存しすぎず、考える力を育てる支援が求められる。情報共有は「子どものため」であることを忘れず、形骸化した書類主義を避けるべき。
- 支援者は目の前の子どもに集中しすぎて、過去や将来を見失う傾向がある。長期的視点での支援記録が、支援者自身の省察にもつながる。子どもの自己主張力を育て、大人が決めすぎない支援を再考すべき。
- 情報共有が「障害の克服」や「健常化」に偏りやすく、本人理解につながらない。本人の苦悩を共有し、エンパワーメントを軸に支援する姿勢が重要。意思決定を支援し、本人を「支援される客体」から「主体」へ変えることが求められる。
- 現在の支援は親子・支援者間の上下関係による“強い紐帯”に偏り、本人の自己決定を阻む。対等でゆるやかな“弱い紐帯”（友人・居場所など）を地域資源として育て

ることが必要。文京区には大学など多様な社会資源があり、これを活かして新たな「弱い紐帶づくり」を推進すべき。

【第3回】

(日時) 令和7年9月29日(月) 午後2時から午後4時まで

(場所) 文京シビックセンター3階 障害者会館AB会議室

○議題

(1) 令和7年度子ども支援専門部会研修会振り返り、来年度の研修会について

⇒アンケート結果等に対し、意見交換を行った。

- 研修会のアンケートでは「顔の見える関係を構築できた」との回答が半数にとどまり、研修の目的や形の再検討が必要との意見。
- 他機関の役割を知る有意義な場であったが、「顔の見える関係」よりも、分野ごとの課題を整理し個別に深める場とする方向も提案。
- 成人支援分野など、子ども期を知らない支援者も多く、年齢や障害の種別を越えて交流できる会の重要性が指摘された。
- 幼稚園から中学校・支援学校へと連続的に子どもを見守る地域的な「つなぎ役」の必要性が挙げられた。
- 学校生活支援シートの有効性が強調され、保護者の理解促進と成人期への活用を進めたいとの意見。
- 学校情報の共有不足が日常支援の抜け落ちを生み、将来的な課題を招くため、区内で明確な個人情報保護ルールを設けて共有促進を図るべきとされた。
- 今後は「つなぐ方法論」よりも、文京区としての共通価値（インクルーシブ・意思決定）を基盤に、子どもの意思形成を支える出会いや事例検討を重視する方向が提案された。
- 子ども期と成人期の支援者が連動して効果を確認し合うことの重要性も共有された。

(2) 事例検討

⇒3グループに分かれて議論を行った。

① 特性理解と切れ目のない支援体制

- 児童福祉法の制度上、18歳以降は支援の継続が難しく、18歳になる前に関係者が集まり支援方針を共有する仕組みが必要。

- 特別支援学校の普通科以外ではセンター機能が弱く、支援のこぼれが懸念される。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を共通相談窓口とする提案も。
- 「18歳の壁」を法的区切りで終わらせず、10代後半からの意思決定支援を含む切れ目ない体制づくりが課題。

② 中高生の相談先と居場所づくり

- 子どもは支援者ごとに異なる姿を見せるため、多面的・立体的な理解が必要。
- 民間の居場所事業には成功事例があるが、個人情報の制約や経営上の不安定さが課題。
- 行政と民間の中間的な立ち位置で、継続的かつ柔軟な支援の場を構築する必要がある。

③ 本人中心の支援と意思決定支援

- 保護者主導ではなく、本人の意思に基づく支援を重視。居場所での観察を通じて適切なサービスを組み合わせる。
- 計画相談や医療との連携を通じて、本人の社会性や就労の可能性を広げることが重要。
- 制度的・年齢的な断絶を超えて、地域や多機関連携によるつなぐ「のりしろ」を広げていくことが大事。

令和7年度 全体会の概要案

【開催日時】

令和8年3月3日（火）午後2時から午後5時まで

【開催場所】

区民センター3A

【委員】

親会委員、就労支援専門部会員

【周知対象者】

専門部会員、障害者団体、相談員、差別解消支援地域協議会委員、
民生・児童委員、学校関係者（特別支援学校、その他の学校、区内大学）、
障害福祉サービス等事業所（障害児の関係を中心に）、障害児やその保護者・関係機関
千代田区、中央区の就労支援センター

令和7年度 全体会の進行案

(3時間を予定)

1. 資料確認等（5分）
2. 開会挨拶、自立支援協議会全体会の趣旨説明（25分）…高山会長より
3. 区の現状・制度説明（15分）
4. 専門部会から今年度の取組、来年度に向けて（15分×4部会）
休憩（10分）
5. 就労支援専門部会の取組（65分）
 - ① 就労選択支援について（25分）
 - ② モデル事例の発表（30分）
 - ③ 質疑応答（5分）
6. 閉会挨拶 障害福祉課長より（5分）

○今後の流れ

	専門部会	全体会に向けて
~11月	第2回	全体会概要確定 登壇者依頼
12月	第3回	報告資料作成依頼
1月	報告資料作成	全体会点訳依頼
2月		
3月		開催